

学 則

1 研修の目的

重度訪問介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得する。

また、重度訪問介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障がい者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得する。

2 研修の名称

重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程）

3 研修の要旨

（1）研修の概要

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修了年限	研修期間	定員	受講料	受講対象者
重度訪問介護従業者養成研修 （基礎課程）	札幌市	昼間	原則 1ヶ月 ※1・2	1ヶ月	10名	5,000円 ※3	・一般の方 ・本法人及びグループ法人職員
重度訪問介護従業者養成研修 （追加課程）	札幌市	昼間	原則 1ヶ月 ※1・2	1ヶ月	10名	5,000円 ※3	・一般の方 ・本法人及びグループ法人職員

※1 やむを得ない理由がある場合は修了年限を2ヶ月とする。

※2 重度訪問介護従業者養成研修の基礎課程・追加課程を同時並行的に実施する場合は原則2ヶ月以内（やむを得ない理由がある場合は4ヶ月）とする。

※3 当法人の目的に賛同し、障害者の地域生活を支えるための活動に参加する意思のある者については、法人内で協議した上で受講料及び補講費用を免除する場合がある。

（2）受講費用

研修受講者が負担する費用は以下の通りとする。

ア. 受講料 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程 5,000円
追加課程 5,000円

※科目免除による減免は行わない。

イ. テキスト代 中央法規『ガイドヘルパー研修テキスト』 2,640円

※原則購入とするが、使用テキストと同じものを持参する場合はその旨を受講申込時に申し出ることによって免除することができる。

ウ. 昼食代（食事介助演習時） 600円

※（オンライン受講の場合不要） 0円

エ. テキスト、資料郵送代 520円

※（オンラインで受講する場合のみ）

合計 13,240円

（オンライン受講の場合） 13,160円

4. 受講手続き

(1) 募集時期

研修開始日の1ヶ月前を目途に法人ホームページ等にて募集し、定員になり次第締め切る。

(2) 受講料納入方法

当事業所窓口での現金払い又は指定口座への振込

(3) 受講料返還方法

以下の場合所定の方法により受講料を返還する。ただし事前の連絡がなかった場合や、学則第9条の規程に抵触した場合は返還しないこととする。

ア. 当法人の都合により研修を開講できなかつた場合：全額を指定口座に入金する。

イ. 受講料入金後にやむを得ない理由により受講をキャンセルした場合：振込手数料を差し引いた金額を指定口座に入金する。

5. 研修時カリキュラム

重度訪問介護従業者養成研修 基礎課程	
科目	時間数
◆障害者総合支援制度とサービス（講義）	1時間
◆居宅介護従業者の職業倫理（講義）	1時間
◆介護概論（講義）	1時間
基本介護技術（実習）	3時間
重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術（実習）	2時間
外出介護技術	2時間
合計 10時間	
重度訪問介護従業者養成研修 追加課程	
科目	時間数
◆医学の基礎知識Ⅰ（講義）	2時間
◆在宅看護の基礎知識Ⅰ（講義）	2時間
コミュニケーション技術（講義）	2時間
緊急時の対応等（講義）	1時間
介護実習（実習）	3時間
合計 10時間	

6. 研修の免除

下に挙げる資格を持つ者は、上記研修カリキュラムのうち、◆印のついた科目を免除することが出来る。（受講料の減免は行わない）

- 介護福祉士
- 実務者研修
- 居宅介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級含む）

7. 主要テキスト

中央法規『ガイドヘルパー研修テキスト 全身障害編』

（2,640円 税込）

8. 修了認定

(1) 出欠の確認方法

研修開始前に対面またはPC画面上にて出欠を確認する。またその際、免許証や保険証、その他公的な機関が発行する証明書等の提示により本人確認を行う。やむを得ず欠席する場合は必ず研修開始前に電話等により届け出る事とする。

なお、30分以上遅刻した場合は欠席とする。

オンラインでの受講の場合、在席中はビデオ・マイクをオンの状態にし、講師からの呼びかけや指示などに速やかに対応できる状態を維持する。考慮すべき事情が無く、30分以上呼びかけに対する応答がない状態が続いた場合はその講義を欠席とみなす。

回線の不調などで接続が切れてしまった場合は速やかに担当者に連絡を行うこととする。

(2) 補講

欠席の事由がやむを得ないと認められる場合、受講者の希望により修了期限内に補講を行うことができる。

その際の費用は受講者の負担とし、2,000円/時間とする。

(3) 成績の認定方法

規定のチェックシートを用いて指導担当者が評価を行う。

(4) 修了の認定法

以下の各要件を全て満たした者を研修修了者として認める。

- ア. カリキュラムを全て履修し、前項の成績の認定により修了評価基準を満たした者
- イ. 規定の受講料を納入した者または協議により受講料の免除が確定した者

(5) 証明書の再発行

紛失や氏名の変更等の理由により証明書の再発行が必要になった場合は、本事業所に届出をし、免許証や保険証等の身分証明書で本人確認を行った後、再発行する。その際、再発行事務手数料500円を支払うものとする。また、郵送を希望する場合は別途簡易書留料金を支払うものとする。

9. 退学規定

遅刻を繰り返す者、学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者、他の受講者の学習を著しく妨げる者に対し、受講を取り消すことが出来る。

10. その他

この学則は令和5年6月15日から施行する。